

運賃料金協議会の開催内容について

1 運賃料金協議会について

道路運送法の改正により、コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、地域公共交通会議とは別の会議体（運賃料金協議会）で協議すること、及び、あらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定された。

令和6年10月1日のダイヤ改正に伴う、「う・ら・ら」の運賃設定とICカードによる運賃支払い、知多バス東ヶ丘団地線の運賃の取り扱いについて、運賃料金協議会を開催する。

2 協議内容

（1）ダイヤ改正後の「う・ら・ら」運賃設定について

令和6年10月1日予定のダイヤ改正では、路線再編を行うとともに、巽ヶ丘駅や知北平和公園へ乗り入れるなど、新たな運行経路を設定する。

ダイヤ改正後の新たな運行経路を含む「う・ら・ら」全線について、別添の運賃体系を適用することを協議する。

併せて、「う・ら・ら」の運賃支払い方法に、ICカードを追加することを協議する。

なお、ICカードによる運賃支払いは、令和6年10月1日以降、準備が整った日よりとする。

（2）知多バス「東ヶ丘団地線」と「う・ら・ら」の運賃統一について

令和6年10月1日予定のダイヤ改正により「う・ら・ら」が、知多バス「東ヶ丘団地線」と同一のルートを運行する。

これに伴い、利用者の利便性向上を図るため、知多バス「東ヶ丘団地線」の運賃体系のうち、普通運賃の取り扱いを、上記（1）の協議を経た、「う・ら・ら」の運賃体系（定期券、乗継券を除く）と同一とすることを協議する。

3 今後の流れ

1. 令和6年5月22日（水）～6月21日（金）の期間、東浦町HPで意見を募集する。（関連市町のHPから、本町HPの意見募集について周知を行う。）
2. 令和6年6月24日（月）以降に運賃料金協議会の開催または書面開催を行う。（関連市町も同様に開催する。）
3. 協議が調い次第、「協議が調っていることの証明書」を運行事業者に手交し、運行事業者はこれを添付した運賃届出書を愛知運輸支局へ提出する。

※ただし、協議内容の詳細については、引き続き検討が必要なため、スケジュールが変更となる可能性があることをご承知おきください。